⑵　第20号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（(①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第５項又は令和２年旧法第321条の８第７項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙く十七　挿入く］

第20号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第20号様式別表１を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」、第20号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ﾛ)　第20号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

⑵　第20号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

３　法第321条の８第７項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙く十八　挿入く］

第20号様式別表２の２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の８第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［新設］